日本経済の進路と戦略-開かれた国、全員参加の成長、環境との共 生-について

> 平成 20 年 1 月 18 日 閣 議 決 定

日本経済の進路と戦略一開かれた国、全員参加の成長、環境との共生ーを別紙のとおり定める。

日本経済の進路と戦略

ー開かれた国、全員参加の成長、環境との共生ー

平成 20 年 1 月

目 次

はしめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1章 目指す経済社会の姿と政策の基本的考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・2
(1)経済財政の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(景気の現状)
(直面する課題)
(行財政の現状と課題)
(2) 目指す経済社会の姿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
①成長力の強化
②地方の自立と再生
③安心と信頼のできる財政、社会保障、行政の構築
(3)経済財政政策の基本的考え方
①適切なマクロ経済運営
②改革の更なる推進
Mr. A. T
第2章 成長力の強化に向けて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(1) 「つながり力と環境力」の成長戦略 ・・・・・・・・・・・・・・・・フ
(3つの目標)
(目標を実現するための経済成長の姿)
(2)成長戦略の具体化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章 地方の自立と再生に向けて
(1) 地方再生の支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(地方再生戦略による総合的な支援の推進)
(地域力再生機構の創設)
(2) 地方分権と地方行財政改革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第4章 安心と信頼のできる財政、社会保障、行政の構築に向けて ・・・・・・・13
(1)歳出・歳入一体改革の着実な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(基礎的財政収支の黒字化の確実な達成)
(債務残高GDP比の安定的引下げに向けて)
(税制改革)
(定期的な点検を通じた中期目標の確実な達成)
(2)社会保障と税の一体的改革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
①安心・持続のための5原則

	·
	②医療・介護
	③年金
	④少子化
(3)	21世紀にふさわしい行政への転換17
	①行政機能の根本からの見直し
	②生活者・消費者の視点に立った行政への転換
第5章	፤ 経済の将来展望 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯18

日本経済の進路と戦略

ー開かれた国、全員参加の成長、環境との共生ー

はじめに

我が国は近年、経済、社会全般にわたる構造改革に取り組んできた。しかしながら、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や、内外経済の構造的な変化、地球環境問題などの難しい課題に直面する中で、いまだに新しい経済成長の確固たる姿を見いだせないでいる。さらに、都市と地方の格差拡大や非正規雇用の増大など新たな課題も生じている。

こうした点を踏まえ、これまでの改革の基本的方向性は堅持しつつも、新たな発想の下に経済財政政策の中期方針を示す必要がある。その際、国民一人一人の目線に立って、新たに配慮すべきこと、将来を見通して検討を加速すべきことなどについて分かりやすく示す必要がある。

上記のような観点から、本年度の「日本経済の進路と戦略ー開かれた国、全員参加の成長、環境との共生ー」」は、2008年度(平成20年度)の予算編成を踏まえ、我が国の経済財政の現状を点検するとともに、中長期的視点からも、我が国が直面する課題を改めて検討した上で、経済財政に関する政府の新しい中期方針と展望を示すものである。なお、今後とも取り組むべき中期的な政策方針等のうち、「本中期方針」において言及していないものについては、昨年度の「進路と戦略」²に基づいて取組を進める。また、より具体的な方針を包括的に示すものとしては、毎年度年央に「経済財政改革の基本方針」³を策定しているところであり、政府は「本中期方針」と「基本方針」を一体として、改革を推進する。

「本中期方針」の対象期間は、2011年度(平成23年度)までとするが、必要に応じてより長い期間を視野に入れている。

リ以下「本中期方針」という。

^{2 「}日本経済の進路と戦略」(平成19年1月25日閣議決定)をいう。以下同じ。

³以下「基本方針」という。

第1章 目指す経済社会の姿と政策の基本的考え方

(1) 経済財政の現状と課題

(景気の現状)

我が国経済は、長期停滞を脱し、2002年(平成14年)初を底として改善に向かい、息の長い回復を続けている。こうした中、雇用情勢は厳しさが残る中でこのところ改善に足踏みが見られるほか、現在、改正建築基準法4施行の影響により住宅建設の減少等が生じている。また、景気は、地域間の回復にばらつきが見られ、中小企業の中にも、回復が及んでいないところが多い。

これらを踏まえると、経済成長率は、2007年度(平成19年度)には実質で1.3%程度、名目で0.8%程度、2008年度(平成20年度)には実質で2.0%程度、名目で2.1%程度となると見込まれる。なお、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動や米国経済の動向、原油価格の高騰等が我が国経済に与える影響については注視する必要がある。

(直面する課題)

我が国はバブル崩壊後の長い低迷から脱却し、新しい成長の姿を確立していく重要な時期にある。同時に、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や、内外経済の構造的な変化、地球環境問題などの難しい課題にも直面している。これらの課題を新しい成長のチャンスにしていくことが求められているが、これまでのところ、それらが国民生活に及ぼす負の影響を十分に克服できていない。我が国がバブル崩壊後の負の遺産の解消に取り組んでいる間に世界経済は大きく構造変化しており、その動きに取り残されているのが現状である。

今後我が国経済が伸び伸びとした躍動感を取り戻すには、次の二つの問題 状況を克服しなくてはならない。

第一は、デフレ脱却が視野に入り、ようやく経済が正常化しつつあるにもかかわらず、将来の日本経済や生活に対して不安感や不透明感が漂い、積極的な前向きの動きが広がっていないことである。例えば、過剰雇用・過剰設備・過剰債務の解消など、これまでの長期間のデフレとの戦いの中で、伸びない賃金と伸びない消費の悪循環が生じている。また、人口減少が進む地域では、学校、病院など暮らしを支える施設の利用が不便になり、それによって地域の魅力が薄れ、更に人口が減るという悪循環が見られる。さらに、我が国の経済成長の原動力である中小企業の多くが、景気回復の恩恵を受けら

^{4 「}建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第92号)

れずにいる。このような状況が、閉塞感を生み、将来への明るい展望を持つ ことを困難にしていると考えられる。現状を打開し、閉塞感につながる悪循 環を、希望につながる好循環に転換していくことが重要な課題である。

第二は、世界経済の変化に取り残され、新たな構造の下で競争力を失いつつあることである。戦後の持続的な人口増加と高い経済成長を前提としてきた我が国の経済制度や構造が、高齢化や急速なグローバル化、世界的なIT化に対応したものへと改革されていないほか、人々が変化やリスクを回避し、成長分野にヒト、モノ、カネが円滑に移動せず、先端分野への投資も活発でない。その結果、一人当たりGDPをドル換算で国際比較すると、我が国は、1993年(平成5年)にはOECD諸国中第2位であったが、諸外国の順調な伸びの中で2006年(平成18年)には同第18位となっており、国際的な地位も年々後退している5。

(行財政の現状と課題)

国・地方の基礎的財政収支の赤字は、2002年度(平成14年度)のGDP比5.7%という高い水準から、2008年度(平成20年度)には同0.5%程度に改善すると見込まれる。ただし、利払いを含む財政収支は2008年度(平成20年度)同2.4%程度と大幅な赤字と見込まれ、さらに、ストック面を見ると、政府債務残高。GDP比は2008年度(平成20年度)140.2%程度と引き続き極めて高い水準にあると見込まれる。このように、我が国財政は主要先進国の中でひときわ厳しい状況にあり、将来世代へ負担を先送りする構造となっている。このような状況を放置すれば、企業部門の資本蓄積にマイナスの影響を与え、中長期的な成長に悪影響を及ぼすこととなる。人口減少や少子高齢化が進めば、将来の世代に一層重い負担がかかることから、財政健全化は喫緊の課題である。

こうした中、年金記録問題など行政に対する信頼を揺るがす事態が生じており、公務員が全体の奉仕者であるとの原点に立ち返り、行政に対する信頼を取り戻すことが、喫緊の課題となっている。また、行政機能を根本から見直し、徹底した無駄の排除を行うことが求められている。さらに、近年、耐震偽装問題や食品の不正表示問題、高齢者をターゲットとする詐欺事件など、生活者や消費者の信頼を裏切る事件が続発しており、行政の在り方としても、生産第一の視点から、真に生活者・消費者の視点に立った行政に大きく発想を転換させることが重要な課題となっている。

⁵ なお、都道府県の中で最も所得の高い東京都の都内総生産を諸外国のGDPと比較すると、1993年(平成5年)にはOECD諸国中第6位のイギリスに次ぐ地位にあったが、2005年(平成17年)には第8位のスペインに次ぐ地位に後退している。

⁶ ここでは、普通国債、地方債、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金並びに一般会計が交付税及び譲与税配付金特別会 計から承継した借入金の合計。

(2) 目指す経済社会の姿

我が国が今後目指すのは、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる、「希望と安心」の国である。そのためには、①成長力の強化、②地方の自立と再生、③安心と信頼のできる財政、社会保障、行政の構築、の3つが重要である。これらは互いに独立したものではなく、相互に補強し合う関係にあり、一体のものとして「希望と安心」の国の実現を目指す。

①成長力の強化

日本経済が直面する課題を克服し、「希望と安心」の国を実現するためには、国民が目指すべき日本の経済社会の姿を共有し、勇気をもって柔軟に、人口減少やグローバル化等の大きな変化に対応していかなければならない。

そのためには、「自立と共生」の新たな理念で、これからの成長をとらえることが必要である。「共生」の理念とは、格差のひずみの小さな国を目指し、都市も地方も、老いも若きも、大企業も中小企業も、連携してともに成長する仕組みをつくるという「つながり」を重視する考え方である。優れた人材が育ち⁷、年齢、地域、業種や規模などの壁を越えて、知恵や情報が循環・共有されることで、新たな成長の力が生まれる。

また、「共生」が成長力となるには、それぞれの主体が「自立」し、それぞれの強みを発揮することが不可欠であり、それによってつながりは、もたれ合いや依存体質ではなく、「つながり力」とも呼ぶべき相乗効果を発揮することが可能になる。こうした「自立と共生」の理念に基づく成長メカニズムを生み出すことが、今求められている。

②地方の自立と再生

地方は、経済成長の原動力であるとともに、国民一人一人の生活の場である。「希望と安心」の国を目指すためには、全国すべての地方がそれぞれ「希望と安心」に満ちたものに変わっていかなければならない。その場合においても、求められるのは「つながり力」の発揮である。

まずは、各地域が自らの取組を推進し、独自の魅力を高めていく必要がある。そのためには、生活及び産業基盤の整備や、地域の持つ人材、文化、 観光資源等の潜在力を最大限に発揮できる仕組みや環境づくりが求められる。

また、そこに住む人々が、毎日の生活において、あるいはより広域的な 活動において、交流し協力し合うことが重要である。それにより人々の生

⁷ 教育施策については、昨年度の「進路と戦略」に基づいて取組を進める。また、その具体的な方針については「経済財政 改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定。以下「基本方針2007」という。) に示されている。

活や活動の質を相互に高め合っていく関係が、地域社会に根付いていくことが期待される。

これらを通じて、地域において、独自に人材育成、新しい情報発信、文 化の育成が進み、全国すべての地域で、そこに生活する人々がその地域に 希望と安心を感じられるようにしていく必要がある。

生活を支える基盤である行政については、真の地方分権を実現し、受益 と負担を勘案して、自らの判断と責任で行政サービスを選択する仕組みを 構築するため、権限・財政両面での地方の自立を進める必要がある。

③安心と信頼のできる財政、社会保障、行政の構築

財政については、将来に負担を先送りしない構造を実現していかなければならない。また、それに向けた取組を着実に進めていくとともに、長期的な財政健全化の道筋を明確にしていくことで、将来の負担増に対する国民の不安感を取り除くことも重要である。それは、グローバルな金融市場で全世界がつながっている今日において、海外からの信頼を確保することにもつながる。

社会保障については、国民の安心や安定を支えるセーフティネットとしての役割・機能を果たし続けられるようにするとともに、自立の精神を大切にしつつ、分かりやすく親切で信頼でき、かつ持続可能な制度を構築する。そのために、受益と負担のバランスを常に点検し、その両面から見直しを図るとともに、経済、財政とバランスの取れたものとする必要がある。

行政については、21世紀にふさわしい行政システムの構築に向けて、政府がやるべきこと、民間がやるべきことの仕分けを行いつつ、無駄のない効率的な行政を実現することが重要である。また、生活者・消費者の視点に立った行政にしていく必要がある。

(3) 経済財政政策の基本的考え方

①適切なマクロ経済運営

今後とも、安易な財政出動に頼らない安定的な経済財政運営を行う。このため、国の予算編成は、引き続き昨年度の「進路と戦略」、「基本方針2007」で示した予算編成の原則⁸に基づいて行う。ただし、外生的なショックで経

³ 「国の予算編成は以下の原則に基づいて行う。

原則1:民間需要主導の経済成長を目指し、景気を支えるために、政府が需要を積み増す政策はとらない。

原則2:税の自然増収は安易な歳出等に振り向けず、将来の国民負担の軽減に向ける。

原則3:経済成長と財政健全化を両立させるため、中期的な視点を重視する。すなわち、税収の増える好況期に健全 化のペースを速める一方、税収の落ち込む不況期にはペースを抑制するなど、柔軟に健全化に取り組む。

原則4:新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する。

原則5:国民への説明責任を徹底する。」

済危機に直面した場合など景気が例外的に極めて厳しい状況となった場合には、大胆かつ柔軟な政策対応を行う。

また、民間需要主導の持続的な成長と両立する安定的な物価上昇率を定着させる必要がある。このため、日本銀行が、政府とマクロ経済運営に関する基本的視点を共有し、「本中期方針」で示す経済の展望と整合的なものとなるよう、適時適切な金融政策を行うことを期待する。

②改革の更なる推進

直面する課題を乗り越え、「希望と安心」の国をつくっていくためには、 時代に適合しなくなった制度や組織を改めるなど、日本の将来を見据えた 改革を進めていかなければならない。また、生じた問題には一つ一つきち んと処方箋を講じていく必要がある。

改革の更なる推進に当たっては、次世代のために、守るべきものは守り、 育てるべきものは育て、引き継ぐべきものは引き継ぐという大きな方針の 下、国民一人一人の目線に立って実行する。

また、成長力の強化と財政健全化を車の両輪として一体的に改革を進めるという基本方針を堅持する。成長力の強化については、生活者・消費者の視点に立つとともに、全員参加型で、我が国の強みを活かした新たな戦略により、成長政策をより強固なものとしていく。

第2章 成長力の強化に向けて

(1)「つながり力と環境力」の成長戦略

(3つの目標)

日本経済が直面する課題を克服し、「希望と安心」の国を実現するためには、 目指すべき日本の経済社会の姿を共有することが必要である。我が国が今後 10年程度の間に実現を目指す姿として次の3つの目標を掲げ、重点的に改革 戦略を講ずる。こうした目標の下、人口減少下にあっても、実質2%以上の 経済成長が視野に入ることが期待される。

目標1:世界とともに発展するオープンな国 ~世界に誇れる魅力ある国~ ヒト・モノ・カネ・情報のグローバルな流れを拡大し、ダイナミック に成長し続ける。アジアの発展に貢献し、行ってみたい国、暮らしてみ たい国になる。ものづくりや環境・エネルギーなどの技術において、世 界トップの水準を堅持する。

目標2:人生90年時代を安心して生活できる国 ~質の高い労働、質の高い 暮らし~

生産第一の発想や大量消費型生活から脱却し、質の高い暮らし方や働き方、住まい方を実現する。環境と経済を両立し、ものを大切にするライフスタイルをつくる。

目標3:人口減少下でも経済成長を持続する国 ~人口減少の克服~ 我が国の強みである「人材」、「技術」、「文化やライフスタイル」を最 大限に活かし、消費者・生活者主導で、格差のひずみの小さい、またオ ープンで内需・外需のバランスの取れた、持続的成長を実現する。

3つの目標に共通し、より高次の社会を目指す姿として、地球環境との共生があり、環境と両立した経済社会をつくることが不可欠である。省エネ技術等でトップに立つ日本は、今後とも「環境力」を発揮すること、すなわち環境に配慮するマインドの共有や、地球環境問題における先導的役割の遂行、低炭素社会構築等のための環境イノベーションの強化などが求められる。

(目標を実現するための経済成長の姿)

上記の3つの目標を実現するための経済成長の姿は、次のようなものであり、そのカギは、それぞれの主体が自立し、強みを発揮しながら連携する「つ

ながり力」である。

①全員参加型の経済

i) 消費者が成長をけん引する

生産第一の発想から脱し、消費者重視の社会をつくる。優れた商品・サービスが生活の豊かさをもたらし、所得と雇用につながる好循環を目指す。

ii) ITを徹底活用する

I Tの全面活用により、すべての人がつながる社会にする。新たなコミュニケーションを広げ、新たなサービスや雇用機会を拡大する。 幅広い産業・組織の生産性向上や地域活性化を実現する。

iii) 高齢世代と現役世代が支え合う

高齢者と若者が交じり合って働く労働市場にする。健康や介護、子育てなど生活の安心につながるサービスを少子高齢化社会における成長産業として育てる。

iv)未来世代に責任を持つ

環境と両立した経済を構築し、将来世代に引き継ぐ。こうした経済 モデルを、あらゆる分野・地域で展開し、将来にわたって持続力があ る社会を構築する。

v) 正規と非正規の壁を越える

多様で柔軟な働き方が選択でき、就労形態にかかわらず、公正な処 遇が確保される社会にする。

vi)業種や企業規模を超えて連携する

大企業と中小企業、製造業と農業・サービス業などが知恵や情報を循環・共有して連携し、発展する。

vii)都市と地方が支え合う

広域経済圏を形成し、その中で都市と地方が連携することで、双方 の生活と産業をともに支え合う。

②強みを伸ばす経済

i) 強みを活かすことで、国際競争力を高める グローバル化の中で、"オンリー・ワン"の付加価値を追求し、世界トップの技術水準を堅持する。

ii)リスクを好機に転換して成長する

人口減少·高齢化、海外依存度の高いエネルギーや食料の安定確保、 環境制約など、リスク要因となる課題を克服し、逆に成長のカギにす る。

- iii) "長持ち・ゆったり生活"で質の高い生活を創造し世界に広げる 狭い住空間、使い捨て消費の生活から、ライフサイクルコストを下 げて、ゆったり長く使う、楽しみを広げながら使うストック型社会に 転換する。
- iv) 誰もがいつでも能力を磨き、能力を発揮する 所得を高める機会がすべての人に開かれるよう能力開発の機会を用 意する。努力が報われる社会にする。

③世界とともに成長する経済

- i) 経済をオープンにし、ヒト・モノ・カネ・情報の流れを拡大する 欧米やアジア等との連携・協調を拡大し、優れた要素・仕組みなど を日本に積極的に取り込み、新しい成長エネルギーとする。
- ii)日本の強みを活かして地球的課題に主導的役割を果たす 気候変動対策等の環境保全、水資源確保など、先進諸国と新興国・ 発展途上国の共通課題の解決を主導する。
- iii) 日本の魅力を世界に発信する ソフトパワーとしての日本の文化、コンテンツ、ライフスタイルな ど日本の魅力を世界に広め、暮らしたい国、行ってみたい国にする。
- iv) それぞれの地方が強みを伸ばし、世界とつながる 日本の地域と世界の地域の多様なつながりをつくる(ローカル to ローカル)。
- v) 最大の成長センターたるアジアに位置する強みを活かす アジアの経済圏の中で、アジアとともに成長するため、経済諸制度 の高度化・調和を図るとともに、金融資本市場の成長性と安定性を高 める。地球環境等をめぐる問題にともに取り組み、ともに成長する枠 組みをつくる。
- vi)日本で国際的な人材を育成する

日本をアジアの人材育成の拠点とする。国際的人材を育成すると同時に、外国の優れた人材を日本に受け入れ、能力を発揮しやすい社会にする。

(2) 成長戦略の具体化

具体的には、以下の3つを新たな成長戦略として推進していく。すべての 戦略において、「環境力」を共通の基盤とするとともに、「つながり力」の効 果的な発揮を図る。

戦略1:共生戦略(全員参加型)

大企業と都市と勤労者がけん引する経済を見直し、中小・ベンチャー企業、地方、消費者、高齢者等をも主役として、ともに成長する経済を構築する。安心のセーフティネットとあいまって、厚い中流層を維持する。

戦略2:自立戦略(強み発揮型)

弱みを嘆き、保護する経済から脱却し、強みを育てることで、個人、企業、地域ともに自立する。新たな挑戦が、閉塞感を打ち破り、国際競争力を生み出す。

戦略3:グローバル戦略

世界のダイナミズムを積極的に取り入れることで飛躍してきた国民性 を最大限に発揮し、世界とともに成長する。

上記の基本的方向に沿って、これまで行ってきた成長力強化のための政策[®] をも踏まえながら、経済財政諮問会議が中心となって、新たな成長戦略について今春を目途に具体化を進め、「基本方針2008(仮称)」において取りまとめる。

[「]第3期科学技術基本計画」(平成18年3月28日閣議決定)、「成長力加速プログラム」(平成19年4月25日)、「アジア・ゲートウェイ構想」(平成19年5月16日)、「21世紀環境立国戦略」(平成19年6月1日閣議決定)、「長期戦略指針『イノベーション25』」(平成19年6月1日閣議決定)、「経済成長戦略大綱」(平成19年6月19日改定)、「観光立国推進基本計画」 (平成19年6月29日閣議決定)等

第3章 地方の自立と再生に向けて

(1) 地方再生の支援

(地方再生戦略による総合的な支援の推進)

内閣に置かれた地域活性化統合本部会合を中心に、「地方再生戦略」¹⁰に基づき、省庁・施策横断による総合的な支援を行う。支援に当たっては、地域の創意工夫や発想に基づく自由な取組の立ち上げを包括的に支援する「地方の元気再生事業」を契機とする等により、各省庁の支援策を有機的に連携させ、総合的な支援を推進する。

具体的には、地方の課題を現場からの視点で「地方都市」、「農山漁村」、「基礎的条件の厳しい集落」の3類型に分けてとらえ、

- i) 生活者の暮らしの確保 (医療、福祉、居住、安全確保、環境保全、公 共交通、情報通信基盤等)、
- ii)地域が持続的に経済・社会活動を営む力の源泉となる産業の振興(地域資源活用、新産業創出・新規企業立地、農商工連携、農林水産業・建設業・中小企業の再生等)、
- iii) 地域内外にわたる交流を通じた地域の発展(観光、二地域居住、幹線 交通等)

という3分野を柱に、雇用、教育、都市機能、地域コミュニティ等の分野を 含めて施策を体系化し、一体的な施策展開を図る。

(地域力再生機構の創設)

「地方再生戦略」と連携して、地域の中規模企業や第3セクターの事業再生の支援と面的再生に向けた取組を地域金融機関や地方公共団体等の理解・協力を得つつ行う地域力再生機構を創設し、日本経済の重要課題である地域経済の建て直しを図る。

(2) 地方分権と地方行財政改革

地方が自ら考え、実行できる体制の整備に向け、地方自治体に対する一層 の権限移譲を行うとともに、財政面からも地方が自立できるよう、地方税財 政の改革に取り組む。

「地方分権改革推進委員会」においては、「基本的な考え方」及び「中間的な取りまとめ」に基づき、国と地方の役割分担を徹底して見直し、地方自治

^{10 「}地方再生戦略」(平成19年11月30日地域活性化統合本部会合了承)

体に対する国の法令による義務付け・枠付け及び国の関与の見直しや、地方の税財政基盤の確立に加え、地方支分部局の抜本改革に向けて「地方分権改革推進法」「に沿った地方への移譲と合理化を検討し、今春以降順次勧告を行う。

この勧告を踏まえ、「地方分権改革推進法」に基づいて、必要な法制上又は 財政上の措置等を定めた「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法 案」を2009年度(平成21年度)中できるだけ速やかに国会に提出する。内閣 に置かれた地方分権改革推進本部を中心に、政府として一体となって地方分 権改革に強力に取り組む。

国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移 譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。

国の取組と歩調を合わせて、地方においても、歳出改革に取り組む。

地方の自立を目指し、地方分権を着実に実施するとともに「道州制ビジョン」を策定するなど、道州制の導入に向けた検討を行っていく。

^{11 「}地方分権改革推進法」(平成18年12月15日法律第111号)

第4章 安心と信頼のできる財政、社会保障、行政の構築に向けて

(1)歳出・歳入一体改革の着実な推進

(基礎的財政収支の黒字化の確実な達成)

財政健全化に向け、安定した成長を図るとともに、「基本方針2006」¹²及び「基本方針2007」を堅持する。歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」、「基本方針2007」に則り、削減を行う。それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする。

こうした取組を進め、まずは2011年度(平成23年度)には、国・地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成する¹³。

財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める。地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本として歳出削減を行いつつ、歳入面では一般財源の所要総額を確保することにより、黒字基調を維持する。

(債務残高GDP比の安定的引下げに向けて)

国・地方の基礎的財政収支が黒字化する場合においても、利払いを含む財政収支は依然として大幅な赤字と見込まれるなど、財政健全化はまだ道半ばであり、世代間の公平の観点等にも留意しつつ、確実に財政健全化を進めていく必要がある。

2010年代半ばにかけては、基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを確保する。国についても、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す。

上記の目標の具体化について、今後、経済財政諮問会議において検討を行 う。

(税制改革)

税制については、今後、平成16年年金改正法、「基本方針2006」及び「基本

^{12 「}経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)をいう。以下同じ。

^{13 「}基本方針2006」においては、2011年度に国・地方の基礎的財政収支を黒字化するために必要となる対応額を要対応額として、「歳出削減を行ってなお、要対応額を満たさない部分については、歳出・歳入一体改革を実現すべく、歳入改革による増収措置で対応することを基本とする。これにより、市場の信認を確保する。」こととしている。

方針2007」や平成20年度与党税制改正大綱の「基本的考え方」を踏まえ、消費税を含む税体系の抜本的な改革について、早期に実現を図る。

(定期的な点検を通じた中期目標の確実な達成)

こうした歳出・歳入一体改革が実効性を持つよう、昨年度の「進路と戦略」 に沿って、各年度の予算が財政健全化の中期目標の確実な達成と整合的であ るかどうかを、予算編成の要所において確認する。

(2) 社会保障と税の一体的改革

①安心・持続のための5原則

団塊の世代が後期高齢者になる2025年度(平成37年度)を見通してみると、少子高齢化が急速に進む中で、社会保障給付を維持するには若年者を中心に税・社会保険料の負担増が避けられず、負担を維持するには高齢者を中心に給付削減が避けられない。

こうした厳しい状況認識の下、社会保障と税について一体的に改革する必要がある。その際には、以下の「安心・持続のための5原則」に沿って、引き続き議論を行い、給付と負担の両面から社会保障制度のあるべき姿を描き、そのための安定的な財源を確保する必要がある。

原則1:経済活力の向上

成長力強化によって将来の負担をできる限り少なくし、安定した 経済成長と充実した社会保障の両立を図る。日本の競争力を維持・ 強化するため、社会保障制度・税制の改革に当たっては、企業活動 や労働参加を促進する観点を踏まえることとする。

原則2:受益と負担の世代間格差の是正

持続可能な社会保障制度を確立するため、受益と負担の在り方を 見直し、世代間格差を縮小する。そのために、重点化・効率化のた めの改革を通じて給付の増大を抑制し、どうしても必要な給付増に 対しては、各世代が広く公平に負担することによって安定的な財源 を確保し、将来世代に先送りしない。

原則3:社会保障と税の一体的・整合的見直し

働き方等にかかわらず、各ライフステージにおいて必要な給付が 効率的・効果的に得られ、負担が公平に担われる仕組みとするとと もに、働く意欲を削がない仕組みとする。真に必要な人に必要な支 援が実施されるよう、別個に設計されている社会保障制度と税制を、 関係省庁が連携し一体的・整合的に見直す。

原則4:制度の信頼性・透明性

国民の信頼を得られる社会保障給付の仕組みと制度運営・徴収体制を確立する。社会保障の情報化を推進し、国民が社会保障に係る 自らの情報を一元的に把握し、利用できる制度とする。

原則5:中長期的な財政健全化との両立

歳出・歳入一体改革を堅持し、2011年度(平成23年度)には、国・地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成する。その際、行財政面での無駄を徹底的に排除する。その後についても持続可能な社会保障制度と財政健全化をともに実現する。

より具体的には、当面、次の事項を始めとした政策課題について、直近の人口推計も踏まえ、更に議論を進め、実施可能なものから改革に取り組む。

②医療・介護

2005年度(平成17年度)の一人当たり医療費を見ると、国民全体では年間26万円、後期高齢者では年間82万円となっている。このような医療費等について、サービスの質の維持・向上を図りつつ、効率化によるコスト削減努力を行うため、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」¹⁴に定めた目標の実現に向けて、以下のように、実効性のある改革の取組を進める。

- i) 勤務医の負担軽減、病院・診療所・介護施設の役割分担 勤務医の負担軽減、病院・診療所・介護施設の役割の明確化とそ れに応じた報酬のメリハリ付け
- ii)医療介護従事者の役割・養成システムの見直し 医師・看護師等の役割分担の見直し、総合的診療能力を持つ医師 の育成
- iii)後発医薬品の使用促進、IT化の推進等 後発医薬品の使用促進、重複検査の是正、診療報酬の包括払いの 促進、レセプト・オンライン化の推進、社会保障カード(仮称)の 導入

^{14 「}医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」(平成19年5月15日)

iv) 医師確保対策など地域医療提供体制の整備

小児科や産婦人科などの医師不足の解消策や、救急患者の受入れ を確実に行うためのシステム作りなど救急医療の充実

v) 公立病院の再編・効率化

「公立病院改革ガイドライン」¹⁵を踏まえた地方自治体による改革プランの策定の推進

③年金

公的年金は高齢者の生活の基盤であり、国民生活の安心に不可欠な役割を果たしている。制度への信頼を確立するとともに、将来にわたり、年金が安定的に支払われていくよう、長期的な視野に立った制度設計が必要である。

このため、年金記録問題や未納・未加入者対策に着実に取り組むとともに、組織や運用の見直しなど、年金を巡る諸問題の解決に取り組む。基礎年金国庫負担割合については、「平成16年改正法」¹⁶に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、2009年度(平成21年度)までに2分の1に引き上げる。また、中長期的な年金制度の基本的な在り方については、社会保険方式と税方式の選択と組合せを含め広く国民的論議が必要となる課題である。

4)少子化

国民の希望する結婚・出産・子育でを実現できる社会とするため、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」「並びに「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「8及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」「9に基づき、働き方の改革による男女双方の仕事と生活の調和の実現、多様な働き方に対応した保育サービス等の子育で支援の社会的基盤の充実の2つの取組を、車の両輪として進める。

このために必要な財源については、その負担を次世代に先送りすることなく、現時点で手当をするよう、税制改革の議論と並行して引き続き検討を進めるとともに、包括的な次世代育成支援を行うための社会全体(国・地方・事業主・個人)の負担の在り方・制度的枠組みの検討に直ちに着手の上、速やかに進める。

^{15 「}公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日)

^{16 「}国民年金法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第104号)

^{17 「『}子どもと家族を応援する日本』 重点戦略」(平成19年12月18日)

^{18 「}仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(平成19年12月18日)

^{19 「}仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成19年12月18日)

(3) 21世紀にふさわしい行政への転換

①行政機能の根本からの見直し

21世紀にふさわしい政府を構築するためには、行政機能を根本から見直し、無駄や非効率を徹底して排除する必要がある。このため、「行政改革推進法」²⁰に基づき、民間活動の領域を拡大し、行政機構の整理・合理化を図る観点から、独立行政法人の見直し、総人件費改革等を推進する。あわせて、公務員制度改革、規制改革、PFIなど民間活力の活用、市場化テストの積極的な実施、国有財産の売却を始めとする資産債務改革(売却等に民間提案を活かす入札の仕組みの導入等)、公益法人制度改革(民間による自発的な公益活動を更に促進するとの観点を踏まえる)等に取り組む。官が行う必要があるか等の基本的視点に従って、事業の仕分け・見直しを行う。

②生活者・消費者の視点に立った行政への転換

国民が日々、安心して暮らせるためには、国民生活に関係のある行政の 在り方について、被害が防止され、国民に安全・安心をもたらすものとな るよう見直す、あるいは充実強化していくことが必要である。

このため、真に生活者・消費者の視点に立った行政に大きく発想を転換させ、国民生活の基本である「食べる」、「働く」、「作る」、「守る」、「暮らす」の分野について、法律、制度、事業など幅広く行政の在り方の総点検を実施する。このような取組等を通して、これまでの生産第一の視点からの行政の在り方を根本から見直し、生活者・消費者本位の行政を確立する。

²⁰ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)

第5章 経済の将来展望

「本中期方針」の対象期間中の経済の姿については、以下のように展望される。なお、ここで述べる経済の展望には種々の不確実性を伴うため、相当な幅を持って理解される必要がある。

「本中期方針」に盛り込まれた政策が実行される場合には、潜在成長率が徐々に高まることなどから、対象期間のうちに2%程度あるいはそれをかなり上回る実質成長率が視野に入ることが期待される。また、名目成長率については、対象期間のうちに3%程度あるいはそれ以上も視野に入ることが期待される。

他方、リスクが顕在化するケース、すなわち、政策の効果が十分に発現されず、かつ世界経済の減速など外的な経済環境も厳しいものとなる場合、実質成長率は中期的に1%台前半あるいはそれ以下にとどまると見込まれる。また、名目成長率については、中期的に1%台後半あるいはそれ以下にとどまると見込まれる。

物価については、「本中期方針」で示された適切なマクロ経済運営の下で、デフレ脱却後、安定的なプラスの物価上昇率が徐々に実現していくと見込まれ、消費者物価指数の上昇率は対象期間のうちに1%台半ば程度に近づいていくものと見込まれる。他方、リスクが顕在化するケースでは、物価上昇率はこれを若干下回ると見られる。